

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2013年1月）傍聴
日 時： 2013年1月29日（火）～1月31日（木）
場 所： ロンドン IASB本部
出張者： 企業会計基準委員会 研究員 岡本 健寛

IASB 会議（2013年1月）傍聴報告

日時：2013年1月29日（火）～1月31日（木）

＜当該日程の3日間とも一部に FASB との合同会議あり＞

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

【1月29日（火）】終日、IASB 単独での教育セッション

■ 保険契約：教育セッション

この教育セッションでは、保険契約基準案に関し、予想される保険金のパターンの変動がある場合の保険契約収益の表示、及び保険契約収益についての経過措置の提案について議論された。さらに、過去に企業結合で取得した保険契約の移行時の測定方法についても議論された。

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

※詳細は、30日（火）の「保険契約」に関する審議（意思決定セッション）を参照。

■ 料金規制事業：教育セッション

この教育セッションでは IFRS を採用する企業が、主要なプロジェクトが完了するまで料金規制事業についての各国内の GAAP の要求事項を引き続き使用できるという、料金規制事業に対する暫定 IFRS の提案に関し議論した。暫定基準 [案] の範囲に関する提案とともに、既得権条項 (grandfathering)、減損、表示、開示及び経過措置に関する提案について議論が行われた。

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

※詳細は、31日（木）の「料金規制事業」に関する審議（意思決定セッション）を参照。

■ リース：教育セッション

この教育セッションでは、文案作成中の改訂後公開草案「リース」に関して、分類ガイダンスを適用する際のリース構成要素の識別及び会計単位に関する議論が行われた。

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

※詳細は、30日（水）の「リース」に関する審議（意思決定セッション）を参照。

■ 収益認識：教育セッション

この教育セッションでは、2011年に公表された改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」（2011年ED）のうち、次の項目について議論された。

- a. 範囲
- b. 買戻し契約
- c. 収益認識モデルが資産運用会社へ与える影響
- d. 企業の通常の活動のアウトプットではない資産の移転
- e. 開示及び経過措置の提案に関するアウトリーチについてのアップデート

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

※詳細は、30日（水）の「収益認識」に関する審議（意思決定セッション）を参照。

【1月30日（水）】終日、IASB 単独又は IASB/FASB 合同での審議（意思決定セッション）

■ ヘッジ会計：IASB 単独での審議

このセッションでは、2012年9月7日に、致命的な欠陥をチェックする（fatal flaw）プロセスの一環として公開された、将来（2013年第2四半期）公表予定のヘッジ会計の要求事項の文案（要求事項案又はレビュー・ドラフト）に対し、関係者から提起された次の3つの論点について議論が行われた。なお、本件は、一般ヘッジ会計のみを取り扱っている。マクロヘッジについては、別途プロジェクトが進行中である。

1. ヘッジ対象の価値の変動を測定するための「仮想デリバティブ」の使用
2. 「自己使用」契約を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することに関する経過措置
3. 要求事項案の範囲及びマクロヘッジ活動との相互関係

<1. ヘッジ対象の価値の変動を測定するための「仮想デリバティブ」の使用>

ヘッジ対象の公正価値の変動を測定するために使用される「仮想デリバティブ」に関して、デリバティブに含まれるFX（為替）ベースス・スプレッドの性質と、それがヘッジのコストを表すものと考えられるのかどうかに関して議論された。IASBは、仮想デリバティブの適切な用途は、（完全なヘッジを表すのではなく）ヘッジ対象を表すことであることを指摘し、要求事項案に含まれていたこの仮想デリバティブの考え方を維持したが、FXベースス・スプレッドに対応するために、ヘッジのコストという考え方を次のことにより拡大することを暫定的に決定した。

- a. 先渡契約の金利要素に関する既存の要求事項を拡大して、FXベースス・スプレッドも対象とする。

b. オプションの時間的価値の会計処理に使用した構造と合わせる。

ただし、IASB は、ヘッジのコストについてもっと幅広い原則を使用すると、一部の種類のヘッジ非有効部分がヘッジのコストとしてその他の包括利益に不適切に繰り延べられる可能性があることを懸念し、決定の範囲を FX ベーシス・スプレッドに限定した。

本件に関して、14名のIASBメンバーが賛成し、1名が棄権した。

<2. 「自己使用」契約を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することに関する経過措置>

「自己使用」契約の指定の経過措置に関する要求事項案について議論された。要求事項案によれば、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理（FVPL）の選択が契約の開始時にしか行えないため、「自己使用」契約についてのIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の新たな範囲への移行に際しては、企業が新たな範囲を最初に適用する日にすでに存在している当該契約についてはFVPLの選択が利用できないこととなり、結果として実質的には、この新たな範囲への移行は将来に向かってのみ行われることとされていた。しかし、これにより、既存の契約への新しい会計処理の「段階的導入」が長引く可能性があるという影響を財務諸表に与え、比較情報の有用性を低下させることが指摘されていた。これに対応するため、IASBは、すべての類似契約について、FVPLによる会計処理を適用するか、全てに適用しないかという前提の下で、新たな範囲を最初に適用する日にすでに存在しているすべての自己使用契約についても企業が選択を行えるように、経過措置案を変更することを暫定的に決定した。また、IASBは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の結果的修正をしてIFRSへの移行時にも同様のアプローチを提供することも決定した。

本件に関して、14名のIASBメンバーが賛成し、1名が棄権した。

<3. 要求事項案の範囲及び「マクロヘッジ」活動との相互関係>

新しいヘッジ会計モデルの範囲と「マクロヘッジ」活動との相互関係について議論された。要求事項案では、金融資産と金融負債のポートフォリオの金利エクスポージャーのマクロ公正価値ヘッジについて（かつ、当該ヘッジについてのみ）、新しいヘッジ会計のモデルに代えて、IAS第39号を適用すること（Grandfatheringと呼ばれる）を企業に認めている。反対に、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ関係は、新しいヘッジ会計モデルで会計処理しなければならない。そこで、IAS第39号を一部のキャッシュ・フロー・ヘッジに、新しいヘッジ会計のモデル導入後も、公正価値ヘッジと同様に引き続き適用すべきかどうか、また、新しいヘッジ会計モデルをマクロヘッジ活動から生じるヘッジ関係にどのように関連しているのかを明確化すべきかどうか議論された。

IASB は、上記に関して次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 39 号又は付属する適用ガイダンスからの追加的なガイダンスを要求事項案に含めない。
 - b. IAS 第 39 号の適用ガイダンスを引き継がないことは、IASB がそれを却下したことを意味するものではないという明示的な説明を追加する。
- また、これらとは別に次の点に関しても、暫定的に決定した。
- c. ヘッジ会計の目的上の指定は、実際のリスク管理の見方と同じである必要はないが方向的には整合的でなければならないことを明確化する。これは、実際のリスク管理を正確には表さないヘッジ関係（俗に「プロキシ・ヘッジ」と呼ばれる）の指定に関連する。
 - d. どのような場合にヘッジ会計を中止すべきなのかに関する例示を拡大する（要求事項案の B6. 5. 24(b)）。

本件に関して、14 名の IASB メンバーが賛成し、1 名が棄権した。

■ 収益認識：IASB/FASB 合同での審議

このセッションでは、2011 年 ED のうち、次の項目について議論された。

1. 範囲
2. 買戻し契約
3. 収益認識モデルが資産運用会社へ与える影響
4. 企業の通常の活動のアウトプットではない資産の移転
5. 開示及び経過措置の提案に関するアウトリーチについてのアップデート

<1. 範囲>

両審議会は、顧客の定義を含め、2011 年 ED で提案されていた当該 ED を適用する範囲を維持すること、及び次の事項を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 2011 年 ED で収益基準の範囲に含まれない場合があると提案されていた、企業間の協力の取決め（2011 年 ED の第 10 項に記述: Collaborative arrangement）は、製品の開発や商品化に関連する企業間の取決めに限定されない。（例えば、製品の開発や商品化を目的としない、研究機関等への補助金なども含まれる場合がある）
- b. 協力の取決め当事者である協力者又は共同事業者との契約であっても、相手方が顧客の定義を満たす場合には、最終の収益基準の範囲に含まれる。
- c. 2011 年 ED の第 11 項を適用すること。つまり、顧客との契約が、部分的に最終の収益基準の範囲に含まれ、部分的に他の基準の範囲に含まれる場合に、他の

基準が具体的な分割や当初測定の方法を定めている場合には、他の基準を最初に適用し、残余の部分に当該収益基準を適用する。

14名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

<2. 買戻し契約>

両審議会は、2011年EDに含まれる買戻し契約に関する適用ガイダンスに関連した以下のトピックを議論した。

- (a) プット・オプションを含むセール・アンド・リースバック取引
- (b) コール・オプション—行使しないという著しい経済的インセンティブ
- (c) その他の修正
 - 「無条件の」という用語の削除
 - 製品融資の取決めにおける取扱い
- (d) その他の確認
 - 最低限の金額を受け取るという保証の取扱い
 - リース目的の事後的な買い戻し

(a) プット・オプションを含むセール・アンド・リースバック取引

両審議会は、プット・オプションを含んだセール・アンド・リースバック取引で、買戻し価格が当初の販売価格よりも低く、顧客がそれを行行使する著しい経済的インセンティブがあるものは、融資（ファイナンス）契約として会計処理することを暫定的に決定した。

これは、コール・オプション（行使価格が当初販売価格より低い）が取引に含まれ、当該取引に潜在的な販売及び事後的なリースバックと評価される条項が含まれる場合、当該販売とリースバックは、融資契約として会計処理すべきとする2012年9月のリースに関するボード会議における暫定決定と整合的な決定である。

14名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

(b) コール・オプション—行使しないという著しい経済的インセンティブ

両審議会は、買戻し契約についての適用ガイダンスを適用する際に、コール・オプションを行行使しないという著しい経済的インセンティブがあるのかどうかの検討を企業に要求するように2011年EDを修正することは行わないことを暫定的に決定した。

これは、2011年EDでは、買戻し契約についての適用ガイダンスを適用する際に、プット・オプションを行行使しないという著しい経済的インセンティブが

あるのかどうかの検討を企業に要求していることに対し、2011年EDにおいてこのような要求の無いコール・オプションに関する対称的に同様の取扱いを行うべきではないかという論点を議論し、プット、コールの両オプションでは、収益モデルにおける支配の位置づけが異なることから、要求事項を整合させる必要が無いとの結論に至ったものである

14名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

(c) その他の修正

- 「無条件の」という用語の削除
両審議会は、買戻し契約についての適用ガイダンスから「無条件の」という用語を削除することを暫定的に決定した。
- 製品融資の取決めにおける取扱い
両審議会は、製品融資の取決め（すなわち、企業が他の企業に製品を販売し、より大きな構成要素の一部として当該製品をより高い価格で買戻す場合）において、企業が融資契約として会計処理を行う中で、当初の販売価格と買戻価格との差額としての利息の金額の決定する際に、買戻し価格から加工コストを除外することを明確化した。

(d) その他の確認

- 最低限の金額を受け取るという保証の取扱い
両審議会は、顧客が再販売時に最低限の金額を受け取るという保証のある顧客への物品の販売においても、（類似の経済事象である顧客が行使する著しい経済的インセンティブを伴うプット・オプションを保有する製品販売取引とは異なり）製品に対する支配の顧客への移転は妨げられないということを確認した
- リース目的の事後的な買戻し
両審議会は、顧客が物品に対する支配を獲得した後に企業が第三者にリースを行う目的で行う物品の買戻しは、2011年ED（IG38項/B38項）における買戻し契約ではないことを確認した。ただし、顧客が物品に対する支配を獲得したかどうかの判断において、企業は、2011年ED（IG16項-IG19項/B16項-B19項）における本人なのか代理人なのかの原則を検討しなければならない。

<3. 収益認識モデルが資産運用会社へ与える影響>

両審議会は、2011年EDの資産運用業への適用に関して、次の事項を議論した。

- (a) 認識する収益の制限
- (b) 契約コストの提案

(a) 認識する収益の制限

両審議会は、資産運用会社の業績ベースのインセンティブ手数料は、認識する収益の制限の対象とすべきであるという2011年EDの提案（2012年11月の合同のボード会議で修正されたもの）を暫定的に確認した。

14名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

(b) 契約コストの提案

両審議会は、一部の資産運用契約において発生したアップフロントの手数料コストについて、契約獲得コストや履行コストであるかを決定する（つまり、当該コストを資産化するか、一時の費用とするかの判断を行う）際には、個々の資産運用契約における事実及び状況の全てを評価すべきであり、2011年EDでの契約コストの提案の変更はすべきでないと暫定的に決定した。

14名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

<4. 企業の通常の活動のアウトプットではない資産の移転>

両審議会は、企業の通常の活動のアウトプットではない非金融資産の移転について2011年EDで提案した結果的修正を確認することを暫定的に決定した。当該修正は、収益モデルの範囲外である非金融資産に関しても、収益モデルによる支配及び測定の実務事項（認識する収益の制限を含む）を、資産の認識の中止をすべき時期及び移行時に認識する利得又は損失に含めるべき対価の金額を決定する目的のために適用することを企業に要求している。

11名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

また、両審議会は、契約が存在するかどうかの決定に関する2011年EDの第13項から第15項の実務事項は、企業の通常の活動のアウトプットではない非金融資産の移転に適用すべきであると暫定的に決定した。

14名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

<5. 開示及び経過措置の提案に関するアウトリーチについてのアップデート>

スタッフは、両審議会による 2011 年 ED での開示及び経過措置の提案に寄せられたフィードバックの要約を両審議会に提供した。このフィードバックは、コメントレター、アウトリーチ及び日本、英国及び米国で開催したワークショップ（財務諸表の作成者と利用者の両方が含まれていた）を通じて受けたものである。

この論点に関しては教育セッションのため、何も決定事項はなかったが、2013 年 2 月に両審議会はスタッフからの改善提案を受け暫定決定に向けた議論を行う予定である。

■ 保険契約：（翌 31 日に行われた IASB 単独の審議もこちらに記載）

IASB/FASB 合同での審議

「保険契約」基準案に関し、(1) 予想される保険金のパターンの変動がある場合の保険契約収益の表示、及び(2) 保険契約収益についての経過措置の提案について議論された。

<1. 予想される保険金のパターンの変動時における保険契約収益の配分>

両審議会は、将来の保険金の予想されるパターンの変動がある場合には、残余の保険契約収益は、当該パターンに関する直近の見積りを反映するために将来に向かって再配分すべきであると暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーと FASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

<2. 保険契約収益についての経過措置>

IASB は、移行時に、保険者は、残余マージン又は残余のカバーに係る負債に含まれる当初の損失を見積ることにより、将来の期間に認識される収益の金額を見積るべきであると暫定的に決定した。当該残余マージン又は損失を見積る際に、保険者は、契約開始時のリスク調整が移行時のリスク調整と同額になると仮定しなければならない。

14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

さらに、IASB は、遡及適用が実務上不可能な場合には、保険者は、客観的なデータを最大限に利用して、残余マージンを見積らなければならないと決定した。言い換えると、保険者は、残余マージンを従前の GAAP を使用して測定された保険負債に較正すべきではない。

IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

FASB は、ビルディング・ブロック・アプローチで会計処理する移行時に有効な契約について、移行後に認識すべき収益の金額を次のように算定すべきであると暫定的に決定した。

- ・ 遡及適用を通じてマージンを算定する契約については、移行日時点で今後稼得される残りの保険契約収益の算定を、マージンの遡及的な算定に適用される仮定を用いて遡及的に行うべきである。
- ・ 基礎とするのが客観的な情報のみではない重要な見積りが必要となることにより、マージンの算定について遡及適用が実務上不可能である契約については、今後稼得される残りの保険契約収益は、移行日に計上される（投資要素を除く）残余のカバーに係る負債の金額（利息の発生計上を加算）に等しいと推定すべきである。

- ◇ 移行日時点でのこれらの契約についての残余のカバーに係る負債は、当初認識時の損失又は契約開始後に純損益に認識した将来キャッシュ・フローの見積りの変更が構成要素に含まれていないと推定すべきである。
- ◇ 今後稼得される残余の保険契約収益は、ポートフォリオ中の有効契約に対して予想される対価の累計額（利息計上を加算し、投資要素の受取分を控除）に制限しなければならない。
- ◇ 残余の保険契約収益は、保険者がその期間に提供したカバー（及び他のサービス）の価値に比例して（すなわち、予想保険金及び費用並びにマージン解放のパターンを適用して）、移行日後の期間に配分すべきである。

FASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB 単独での審議

IASB は 2013 年 1 月 31 日に会合し、保険契約プロジェクトでのその他の論点（改訂公開草案の草稿に向けたいわゆる Sweep issues）について検討した。

<定義と範囲>

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- 保険契約プロジェクトでは、保険契約者（出再者を除く）の会計処理は扱わない。
- 保険契約の従来の定義を旧契約に継続適用することに関する具体的なガイダンスは作成しない。
- タカフルに関する具体的なガイダンスは作成しない。

<認識>

IASB は、据置年金の認識時点は、カバー期間の開始時点又は最初の保険料の期日到来日のうちの早い方であることを明確化するように、認識時点を修正することを暫定

的に決定した。契約上の期日がない場合には、保険料は受取時に期日が到来したものとみなす。

<測定>

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- 税金の支払に関連するキャッシュ・フローを他のキャッシュ・フローと同様に評価して処理すべきことを明確化する。
- 保険契約プロジェクトでは、繰延税金の割引を扱わない。
- 自動更改制度又は現金ボーナスに関する具体的なガイダンスは作成しない。

<再保険>

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- 出再者が保有する再保険契約に係る正の残余マージンに対する不利な調整には、制限を課さない。
- 保険者は出再手数料を再保険者への出再保険料の減額として処理すべきだという 2010 年公開草案の提案を確認する。

<保険料配分アプローチ>

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- 保険料配分アプローチにおいて残余のカバーに係る負債を減額するための要求事項を、ビルディング・ブロック・アプローチにおける残余マージンの解放についての要求事項と合わせる。
- 保険料配分アプローチを用いて会計処理する契約について、残余のカバーに係る負債についてのキャッシュ・フローの満期分析の開示の免除を保険者に提供する。

<企業結合とポートフォリオ移転>

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- 企業結合とポートフォリオ移転に異なる要求事項を適用するという 2010 年公開草案の提案を確認する。
- 企業結合又はポートフォリオ移転における残余マージンの配分期間について、明示的なガイダンスは作成しない。

<適用ガイダンス>

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- IFRS 第 4 号「保険契約」に現在付属している適用ガイダンスを新基準には引き継がない。
- IFRS 第 4 号の適用ガイダンスの引継ぎをしないことは、IASB がこれを却下したことを意味するものではない旨の明示的な説明を追加する。

12 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。1 名のメンバーが欠席し、1 名が棄権した。

以上で、IASBは保険契約に関する改訂公開草案の確定に必要な技術的議論をほぼ完了し、2013年2月の会議では企業結合に係る経過措置を議論した上で、改訂公開草案公表後のコメント期間の長さの決定と改訂公開草案公表に関する投票に関する許可が行われる見込みである。FASBは、2013年2月6日の会議で保険契約プロジェクトに関する議論を継続する。

■ リース：IASB/FASB 合同での審議

リース構成要素の識別とリースの分類に関して、改訂公開草案「リース」の文案作成中に生じた疑問点が議論され、両審議会は、改訂公開草案に次のガイダンスを含めることを暫定的に決定した。

(a) ある契約内の別個のリース構成要素を識別する方法

両審議会は、企業が契約対価を各リース要素へ配分すべきであることを暫定的に決定し、配分方法に関する指針を提供したが、2010年EDでは、どのような場合に原資産をバンドルしてひとつのリース要素として扱うか、または、各資産を別個のリース要素として扱うかに関するガイダンスを含んでいなかった。このため、別個の履行義務の識別に関する2011年の収益認識の公開草案の第28項と第29項のガイダンス案と同様に、企業が、ある契約内に含まれるそれぞれ別個のリースの構成要素を別個のリースとして会計処理することを要求するガイダンスを追加する。

(b) 1つのリース要素が、複数の資産の使用権を含む場合の分類のために原資産の性質を判断する方法

両審議会は、1つのリース要素内に複数の資産の使用権がある場合、企業は、分類の目的上、使用権の対象となる原資産の内容は、複数の資産のうち主要な資産の内容に基づいて判断すべきであると暫定的に決定した。

上記に関して14名のIASBメンバーとFASBメンバー全員が賛成した。1名のIASBメンバーが棄権した。

また、両審議会は、分類ガイダンスを土地と建物の両方を含む不動産リースの構成要素に適用する際の事項を、次のように暫定的に決定した。

- (a) 企業は、土地と建物間でリース料を配分することを要求されないこととする。
- (b) 企業は、リース期間が建物の残りの経済的耐用年数の大部分に対するものであるかどうかを評価する。

【1月30日（水）】午前はIASB単独での教育セッション、午後はIASB単独での審議

■ 統合報告：教育セッション

この教育セッションでは、国際統合報告委員会（IIRC）及びそのワーキンググループのメンバーとしての立場でのIASBの統合報告への関与、及び統合報告に関する概要が次の通り説明された。

- IIRCは、元々、持続性と環境に関する報告を目的に英国皇太子が立ち上げた協議会が起源であるが、現在ではコーポレート・ガバナンスなど幅広い分野からの関与がある。
- IASBのフーガーホスト議長が、IIRCのCouncil（IIRCのミッション、役割、ガバナンスについて助言を行う）のメンバーである。その下にボード、そしてワーキング・グループ（WG）があり、ここでペーパーの審議等も行われている。IASBのAlan Teixeira（シニア・テクニカル・ディレクター）がWGのメンバーとなっている。実際の資料作成はその下のテクニカル・タスクフォースが行う。
- IIRCとしての最終目標（例えば、概念や基準の提供など）は、意見が分かれておりまた確定していない。基準開発に関しては、他の専門家組織がこれを支援する可能性もある。
- 統合報告では既存の年次報告を超え、商業的、社会的、環境的な観点から、企業がその資源、リスク、労働力をどのように管理しているのかといった点や、ビジネスモデルにおける持続性についての説明が必要となる。
- IASBの要求事項（財務諸表）との関係としては、統合報告は大きな意味でそれを補足するための経営者のコメントと見ることができる。
- IIRCのフレームワーク案は4月に公表される予定。

なお教育セッションのため、何も決定事項は無かった。

■ 概念フレームワーク：教育セッション

11月、12月に引き続き、概念フレームワークの教育セッションが行われた。今月のテーマは、資産の定義、負債の定義、表示についてで、それぞれのテーマごとに現在の問題点と代替的なアプローチが示された。

教育セッションのため、何も決定事項は無かった。

なお、次回2月からは、概念フレームワークのディスカッション・ペーパーの文案の審議が開始される予定である。

■ 適用後レビュー：IFRS第8号「事業セグメント」

このセッションでは、IASBの情報要請（RFI）「適用後レビュー：IFRS第8号『事業セグメント』」（コメント期間2012年7月～11月）に関して得られた次の情報が提示され、今後IASBが当該適用後レビューに関する報告書を作成するために、これらの情報があれば十分であることがIASBにより確認された。

(a) 受け取った62通のコメントレターに関するスタッフの予備的な分析、及びIASBのメンバーとスタッフが実施したアウトリーチ活動から受け取ったフィードバック

主なコメント、フィードバックは次の通り（抜粋）

- 作成者は全体として基準がうまく機能していると考えている一方で、利用者は賛否両論である。また、監査人、会計基準設定主体、規制当局も概ね基準を支持しているものの、改善への提案も寄せられている。
- 投資家にとって事業セグメントの情報は重要である。
- 多くが経営者の観点からのアプローチを支持している。
- 投資家は業績報告がIFRSに基づかない異なる基礎によって行われることに対し、比較可能性を大きく損なうものとして懸念を有している。
- 投資家は、一部の企業が、重要な表示科目である、償却額やキャッシュ・フローをセグメントベースで開示しなくなったことに対し懸念を有している。
- CODM（最高経営意思決定責任者）の概念が理解及び適用しづらい。
- 多くの関係者が、集約のガイダンスが複雑で、適用しづらいと考えている。
- IFRS第8号の適用に伴う増分コストは概して低い。

(b) IFRS第8号の適用の影響に関する2012年12月までの学術文献のレビューの発見事項

- IFRS第8号の導入後、はセグメントをひとつだけしか出していない企業の数はほとんど無くなった。
- ほとんどの企業が、報告セグメントの数は変わらなかったと報告している。
- 重要な表示科目の数（特にセグメントの負債、資本支出等）が減少している。

以上の報告を受け、IASBは、IFRS第8号の適用後レビューから受け取った情報に関する正式なフィードバック・ステートメントを作成するようスタッフに指示した。

■ 料金規制事業

IASB は、料金規制事業に対する暫定基準の提案に関する議論を継続した。IFRS を採用する企業が、主要なプロジェクトが完了するまで料金規制事業について各国の一般に公正妥当と認められた会計基準における要求事項を引き続き使用できるようにするものである。IASB は、暫定基準案の範囲に関する提案とともに、既得権条項、減損、表示、開示及び経過措置に関する提案について議論した。

< 範囲 >

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- (a) 暫定基準案の範囲は、他の基準ですでに扱っているもの以外の規制項目のみに限定すべきである。
- (b) 範囲に含める料金規制の種類を定義すべきである。
- (c) 暫定基準案を利用できるのは、同時に IFRS を採用する企業のみとすべきである（すなわち、暫定基準案が最初に適用される期間において IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の範囲に含まれる企業）。

< 認識と測定 >

IASB は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 11 項からの免除を提供して、企業が暫定基準案を初めて適用する時及びその後の期間において、認識、測定及び減損について既存の会計方針を引き続き使用できるようにすることを暫定的に決定した。それらの既存の方針の変更は制限されることになる。

< 表示と開示 >

IASB は、規制残高は、財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書において個別の科目として表示すべきであると暫定的に決定した。規制項目は、小計を用いて非規制項目と分離すべきである。報告金額についての分析は、注記で開示すべきである。

< 経過措置と結果的修正 >

IASB は、暫定基準案の要求事項は遡及適用すべきだと暫定的に決定した。ただし、IFRS 第 1 号にすでに含まれているみなし原価の免除規定の対象となる。この免除規定の範囲を、本暫定基準案の範囲と整合するように修正すべきである。

< 次のステップ >

スタッフは、これらの決定に基づいて暫定的な公開草案を作成し、公表のための投票手続を開始する予定である。

以上

付録 スケジュール

1月29日（火）：終日、IASB 単独での教育セッション

時間	アジェンダ項目
12：30-14：00	保険契約
14：00-15：00	料金規制活動
15：00-15：15	休憩
15：15-15：45	リース
15：45-16：45	収益認識
16：45-17：00	休憩
17：00-19：00	収益認識

1月30日（水）：終日、IASB 単独又は IASB/FASB 合同での審議

09：00-11：30	ヘッジ会計（IASB 単独）
11：30-12：00	昼食
12：30-14：30	収益認識（IASB/FASB 合同）
14：30-14：45	休憩
14：45-16：30	収益認識（IASB/FASB 合同）
16：30-17：00	休憩
17：00-18：30	保険契約（IASB/FASB 合同）
18：30-19：30	リース（IASB/FASB 合同）

1月31日（木）：午前は IASB 単独での教育セッション、午後は IASB 単独での審議

09：00-10：00	統合報告
10：00-12：00	概念フレームワーク
12：00-13：00	昼食
13：00-13：45	IFRS 第8号「事業セグメント」の適用後レビュー
13：45-14：15	保険契約
14：15-14：30	休憩
14：30-16：30	料金規制活動